

令和7年度

愛の福祉事業振興補助金募集

1. 補助金交付対象事業

障害者の福祉の増進を図るための次に掲げる援助事業

- (1) 障害者及び障害児の自立更生のための援助事業
- (2) 地域福祉活動の向上に寄与すると認められる事業
- (3) 県民の社会福祉意識の高揚に寄与すると認められる事業
- (4) その他知事が、福祉振興のため特に必要と認める事業

2. 前記1の対象事業であっても次の事業及び経費は補助の対象としない。

- (1) 申請者が自らの責任において実施すべき事業。
- (2) 交付決定日以前に着手している事業。ただし、交付申請日以降で事前着手届を提出し、知事の同意を得たものを除く。(当年度以前に着手したものは補助の対象としない)
- (3) 国・地方公共団体・民間団体からの補助(寄付金は含まない)を受けて実施する事業に要する経費。
- (4) 団体等の運営に要する経常経費(事務機器等の購入、施設補修等を含む。)
※毎年度実施されている事業は上記(1)及び(4)と見なす場合もある。

3. 補助金の交付申請手続きについて

- (1) 長崎県障害福祉課 愛の福祉基金HPで申請書様式をダウンロードできます。
(<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/shogaisha/aino-kikin/>)
- (2) インターネットの環境が整っていない団体へはご連絡いただければ随時申請書を送付します。
- (3) 募集期間

令和7年4月1日(火)～令和7年4月30日(水)15時必着(期限厳守)

書類の受付は募集期間内とし、期間前・締め切り後の受付はいたしません。

なお、必要書類が全てそろってから受理するので、不備がないよう留意すること。

(4) 留意事項

- (ア) 補助金の交付申請金額は、千円単位とすること。
- (イ) 補助金の必要性及び補助金額の審査は補助金事業計画書により行うので申請事業の概要(目的・効果)事業費の明細については詳細に事業計画書(様式第1号の1又は様式第1号の2)に記載すること。(見積書が取れるところは添付・機器購入に関しては2社からの見積書を添付すること。コピー可。)
- (ウ) 今回初めて申請する団体については、団体の規約、会員名簿、活動状況等を明らかにする資料を添付すること。
- (エ) 交付基準別表(1)-(a)を申請する団体で、自家用車の使用予定がある場合は、申請時に自家用車使用者名、使用理由を記載した文書を添付すること。
- (オ) 交付基準別表(1)-(a)、(1)-(c)、(3)を申請する団体については、十分に新型コロナウイルス感染症予防対策を行うこと。

連絡先:福祉保健部 障害福祉課

TEL 095-895-2453(直通)